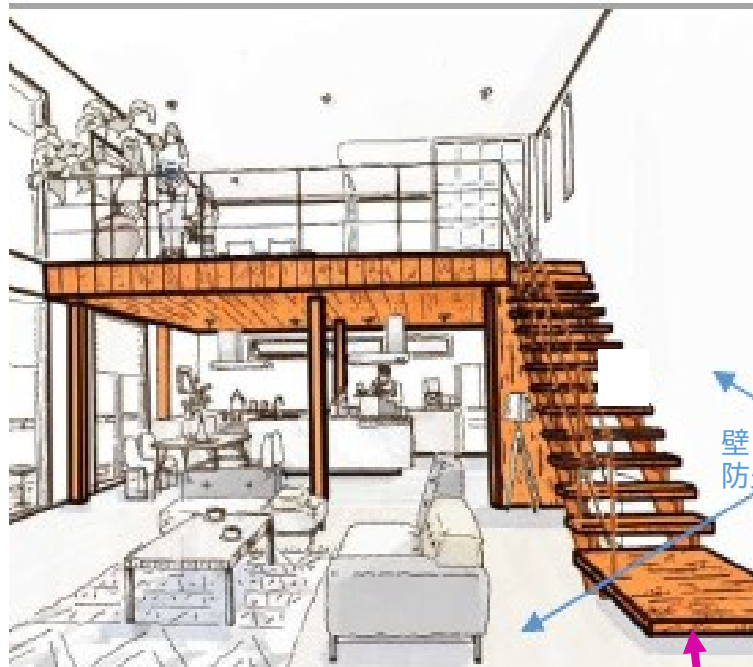


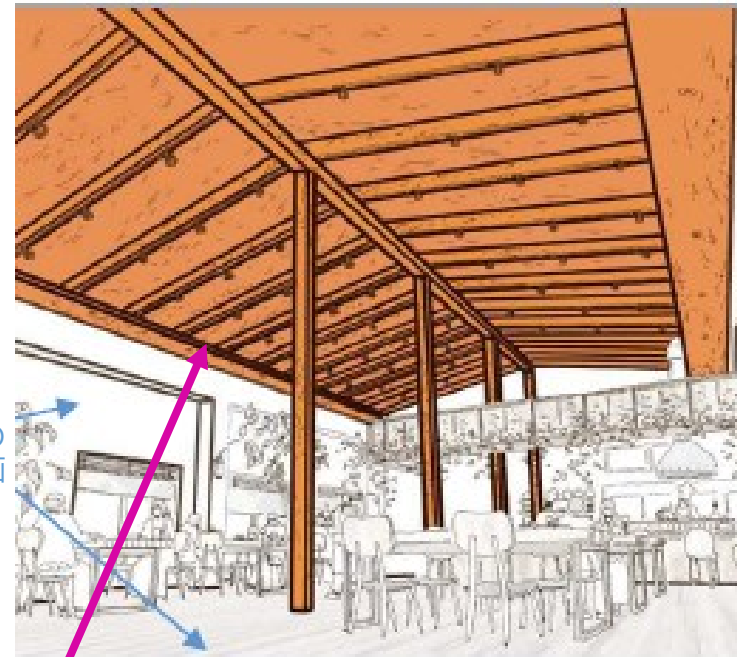
火災予防条例等の一部改正について

建基法令改正の概要

耐火性能が要求される大規模建築物においても、壁・床で防火上区画された範囲内で部分的な木造化を可能とし、大規模建築物への木材利用の促進を図る。



複数階にまたがる住戸（メゾネット）
内の中間床や壁



最上階の屋根や柱・はり等の木造化

「特定主要構造部以外の主要構造部」

※出典「国土交通省ウェブサイト」
(<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001572929.pdf>) を加工して作成

改正前

耐火性能が要求される大規模建築物において、壁・柱等の全ての構造部材を例外なく耐火構造とすることを要求

改正後

防火上・避難上支障がない範囲内で、**部分的な木造化を可能**とする。
※防火上・避難上支障がない範囲とは、壁・床で防火上区画され、区画外に火災の影響を及ぼさない範囲（政令以下で規定）

※**主要構造部**とは「壁・柱・床・梁・屋根・階段」等、建築物の構造上重要な役割を果たしている部分
※**特定主要構造部**とは、耐火建築物とする際に耐火構造を求められる主要構造部等

建基法
一部改正

【建築基準法新旧対照表】

改正後

(用語の定義)
第2条 [略]
[1~9 略]
9の2 耐火建築物
次に掲げる基準に適合する建築物をいう。
イ その**主要構造部のうち、防火上及び避難上支障がないものとして政令で定める部分以外の部分**（以下「**特定主要構造部**」という。）が、(1)又は(2)のいずれかに該当すること。
(1) 耐火構造であること。
(2) 次に掲げる性能（外壁以外の**特定主要構造部**にあつては、(i)に掲げる性能に限る。）に関して政令で定める技術的基準に適合するものであること。
[(i)・(ii) 略]

改正前

(用語の定義)
第2条 [同左]
[1~9 同左]
9の2 耐火建築物
次に掲げる基準に適合する建築物をいう。
イ その**主要構造部**が、(1)又は(2)のいずれかに該当すること。

(1) 耐火構造であること。
(2) 次に掲げる性能（外壁以外の**主要構造部**にあつては、(i)に掲げる性能に限る。）に関して政令で定める技術的基準に適合するものであること。
[(i)・(ii) 同左]

建基法令の改正に伴う消防用設備等の技術基準への対応に関する検討部会の検討結果

建基法令改正に伴う消防法令の影響について、総務省消防庁で検討を行った。

検討結果 【令和5年度消防用設備等の設置・維持のあり方に関する検討部会】より作成

1 「耐火建築物」と規定し、建築物全体の耐火性能を要求しているもの



耐火建築物の主要構造部の一部を木造化した場合でも、火災時に建築物全体が倒壊・延焼しないことを要件としており、建築物全体の耐火性能には変更がないため、**現行のまま**とする。

2 「**主要構造部を耐火構造**」と規定し、建築物全体の耐火性能を要求しているもの



「特定主要構造部以外の主要構造部」については、耐火構造でなくても、火災時に建築物全体が倒壊・延焼しないことを要件としており、耐火建築物の要求性能としては、「**主要構造部を耐火構造**」から「**特定主要構造部を耐火構造**」に改める。

3 「**主要構造部**」のうち、特定部材（壁・床）を「**耐火構造**」と規定しているもの



主要構造部のうち特定の部材（壁・床等）に耐火性能を要求している場合に当該部材の一部木造化を許容できないため、**現行のまま**とする。

検討結果を基に、消防法施行令等の引用規定に反映予定であるため、火災予防条例等も同様に改正を図る。

火災予防条例等に係る検討結果

当該条例案については、先行して改正される消防法令案等に準拠した形で予防技術検討委員会での審議を経て策定した。

検討結果

1 「耐火建築物」と規定し、建築物全体の耐火性能を要求しているもの



消防法令の検討結果と同様に**現行のまま**とする。
【対象 火災予防条例第40条の2（動力消防ポンプ設備）等】

2 「**主要構造部を耐火構造**」と規定し、建築物全体の耐火性能を要求しているもの



消防法令の検討結果と同様に「**特定主要構造部を耐火構造**」に改正する。
【対象 火災予防条例第38条（屋内消火栓）及び第41条（自火報）】

3 「**主要構造部**」のうち、特定部材（壁・床）を「**耐火構造**」と規定しているもの



消防法令の検討結果と同様に**現行のまま**とする。
【対象 火災予防条例施行規則第11条の2及び第11条の3の2】

4 「**主要構造部分を不燃材料**」と規定し、建築物全体に不燃材料を要求しているもの



耐火建築物を部分的に木造としても規定が適用できるよう、「**主要構造部分を不燃材料**」を「**建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5号に規定する主要構造部（同条第9号の2に規定する耐火建築物にあつては同号イに規定する特定主要構造部に限る。）を不燃材料**」に改正する。
【対象 火災予防条例施行規則第3条の3】